

# 会員規則

(スポーツカンパニー 株式会社)

***ShimokitaGYM***

## 第1条（定義）

本規則に同意し、本規則第6条により入会手続き及び「スポーツカンパニー株式会社」（以下「会社」という。）による審査が完了し、本規則第8条により会員資格を取得した者を、「Shimokita GYM（以下「本クラブ」という。）の会員（「Shimokita GYM 会員」を指し、以下、単に「会員」という。）とする。

## 第2条（目的）

本クラブは、スポーツを通じて、健康の増進および生きがいの創造に寄与し、会員相互の親睦を密にし、品位あるフィットネスライフの振興を図ることを目的とする。

## 第3条（管理運営）

本クラブの管理・運営は、会社が行う。

## 第4条（会員制）

1. 本クラブは、会員制とする。
2. 会員の種類、本クラブの利用範囲、及び利用条件については、別に定める。

## 第5条（入会資格）

1. 会員になることができる者とは、次の掲げる事項すべてに該当する者とする。
  - (1) 各会員種類において別途定める資格を満たす者。
  - (2) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告した者。
  - (3) 本規則に同意した者。
  - (4) 暴力団関係者でない者。
  - (5) 過去に会社より除名されていない者。
  - (6) 法定伝染病・皮膚病・精神病等の疾患のない者。
2. 過去に会社より除名された者が、除名された原因が改善されたと会社が認めた場合、会社は、再入会を認めることがある。

## 第6条（入会手続）

本クラブに入会しようとする者は、所定の申込方法により入会申込手続きを行うものとする。

## 第7条（未成年者の取扱い）

未成年者が会員になろうとするときは、所定の入会申込書に当該未成年者とその親権者、または未成年後見人が連署した上で申し込むものとする。この場合、親権者は、当該未成年者が満20歳となる時まで、自らの会員資格の有無に関わらず、本規則に基づく責任を当該未成年者と連帯して負うものとする。

## 第8条（会員資格の取得）

1. 第6条の入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きを完了させ、入会手続き時に定めた利用開始日（以下「利用開始日」という。）が到来した時に、入会申込者は会員資格を取得したものとす。
2. 会員は、会員資格を譲渡することができないものとす。

## 第9条（入会金）

1. 会員は、会社が別途定める入会金を支払うものとす。
2. 会社は、理由を問わず入会金を返還しないものとす。

## 第10条（会費）

1. 会員種類毎の会費は、別に定める。
2. 会員は、別に定める会費納入期日までに、会費を会社の指定する預金口座宛てに口座自動振替の方法により支払うものとす。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、会費を支払うものとす。
4. 会社は、納入済みの会費については、第25条の場合を除き、いかなる場合も返還しないものとす。

## 第11条（遅延損害金）

会員は、会費の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から支払日に至るまでの会費に対して、年14.60%（1年を365日とする日割計算）の遅延損害金を支払うものとす。

## 第12条（会員カード）

1. 会社は、会員に対して会員カードを発行す。
2. 会員カードは、会員本人のみが使用することができるものとし、会員は、第三者に会員カードを貸与し、または質入れもしくは譲渡をしてはならない。
3. 会員は、本クラブの諸施設を利用する際に、会員カードを呈示しなければならない。
4. 会員は、会員カードを紛失または破損した場合には、会社に再発行を申請するものとす。なお、再発行については、会員は別に定める費用を会社に支払うものとす。

## 第13条（会員種類の変更）

1. 会員は、所定の届出書を会社に提出することにより、会員種類の変更をすることができる。
2. 前項の場合、会員は、会員種類を変更しようとする月の前々月末日までに届出書を会社に提出しなければならない。
3. 会員種類の変更は、届出書を提出した月の翌々月1日より有効とする。
4. 会員は、会費等の未納がある場合には、これを完納しなければ会員種類の変更を求めることができないものとす。

#### 第14条（ビジターによる施設利用）

1. 会員が同伴する会員以外の者（以下「同伴ビジター」という。）および会社が施設利用を認めた会員以外の者（以下「ビジター」という。）は、本クラブの施設を利用することができるものとし、この場合、同伴ビジターおよびビジターにも本規則が適用されるものとする。
2. 会社は、必要に応じて、同伴ビジターの人数を制限し、または同伴ビジターによる本クラブの施設の利用を制限することができるものとする。
3. 同伴ビジターの利用条件は、同伴する会員のそれに準ずるものとする。
4. 会員は同伴ビジターによる施設利用中の行為につき連帯して責任を負うものとする。
5. 同伴ビジターおよびビジターは、本クラブの利用に際し、所定の利用料を支払うものとする。

#### 第15条（届出内容の変更手続き）

会員は、入会申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行わなければならない。その後に変更があった場合も同様とする。

#### 第16条（諸規則の遵守）

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本規則および施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」という。）の指示に従わなければならない。

#### 第17条（禁止事項）

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為をしてはならない。

- （1）他の会員を含む第三者、施設スタッフ、本クラブおよび会社を誹謗、中傷すること。
- （2）第三者や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- （3）大声、奇声を発したり、第三者や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- （4）物を投げる、壊す、叩くなど、第三者や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- （5）本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- （6）第三者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の迷惑行為。
- （7）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- （8）痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- （9）刃物など危険物の施設内への持ち込み。
- （10）物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- （11）高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み。
- （12）本クラブ内の秩序を乱す行為。
- （13）その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

#### 第18条（損害賠償責任免責）

1. 会社は、本クラブの諸施設の利用中に、会員の身体的な疾患に起因して会員が施設内で死亡し、または意識障害により転倒し、もしくは器具の取扱いを誤るなど会員の不注意により傷害を負ったとしても、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

2. 会社は、前項の場合のほか、会員が本クラブの諸施設を利用するに際し、会社の責に帰さない事由により当該会員に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

#### 第19条（会員の損害賠償責任）

会員は、本クラブの諸施設の利用中、当該会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合は、当該損害につき賠償責任を負うものとする。

#### 第20条（会員資格喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、何らの手続を要せずに会員としてのいかなる権利をも喪失する。

- (1) 第21条に定める退会手続が完了したとき。
- (2) 第22条により会社に除名されたとき。
- (3) 会員が死亡したとき。
- (4) 会員が破産手続開始または民事再生手続開始を申し立て、または申し立てられたとき。
- (6) 会員が後見開始、または保佐開始の審判を受けたとき。

#### 第21条（休会及び復会）

1. 会員は、傷病、長期の出張等やむを得ない理由により3か月以上本クラブの諸施設を利用することができない場合、休会することができる。
2. 休会期間は、連続する12か月を最長期間とする。
3. 会員は、休会しようとする場合は、休会希望月の前月25日（当該日が休館日の場合はその前営業日）までに、会員カードを添付の上、所定の届出書を会社に提出し、予め休会期間を設定するものとする。
4. 休会中の会員は、会費の支払義務を免除され、所定の休会費を会社に支払うものとする。
5. 休会期間が経過したときは、会員は自動的に復会する。
6. 会員は、休会期間満了前に復会しようとするときは、復会希望月の前々月25日（当該日が休館日の場合はその前営業日）までに所定の届出書を会社に提出するものとする。

#### 第22条（退会）

1. 会員は、自己都合により退会しようとするときは、退会希望月の前月15日（当該日が休館日の場合はその前営業日）までに会員カードを添付のうえ、所定の退会届を会社に提出しなければならない。
2. 会員は、退会届を提出した月の翌月末日までの会費について支払義務を負うものとする。
3. 退会届を提出した会員は、退会届を提出した月の翌月末日の経過をもって退会する。ただし、会員経過月の会費の未納がある場合には、これを完納しなければ退会することができない。
4. 前項ただし書きに該当する場合、会員は、退会届を提出した月の翌々月1日以降、本クラブを利用してはならない。
5. 会員が前項に違反した場合、当該会員は、退会届を提出した月の翌々月1日から利用が発覚し

た月までの会費を支払わなければならない。

6. 入会金の免除、または入会金の減額（サービス）を受け当施設会員となった場合は、入会から6ヶ月間は脱会できないものとする。ただし、6ヶ月分の月会費を支払った場合、即時脱会できるものとする。

### 第23条（会員に対する除名処分）

会社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 第5条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 本規則および施設内諸規則に違反したとき。
- (3) 第23条に該当したとき。
- (4) 諸費用の支払いを怠り、その遅滞額が3か月分以上となったとき。
- (5) 法令に違反したとき。
- (6) その他、会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。

### 第24条（利用の禁止）

会員が次の各号に該当する場合は、会社は当該会員の施設利用を禁止することができる。

- (1) 暴力団関係者であることが判明した場合。
- (2) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (3) 過去に会社より除名処分を受けていたことが判明した場合。
- (4) 第16条各号で禁止される行為を行った場合。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した場合。

### 第25条（利用の制限）

会員が次の各号に該当する場合は、会社は当該会員の施設利用を制限することができる。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断した場合。
- (2) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明した場合。
- (3) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明した場合。
- (4) 妊娠していることが判明した場合。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した場合。

### 第26条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができる。諸施設の閉鎖・休業が予定されている場合は、原則として1か月前までに会員に対しその旨を告知するものとし、この場合、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、会員の会費支払義務が軽減または免除されることはないものとする。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。

(4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

#### 第27条（規則の改定）

会社は、必要に応じて、本規則を改定することができる。なお、改定を実施するときは、会社は改定の1か月前までに会員に告知することとし、改定した規則等の効力は、全会員に及ぶものとする。

#### 第28条（告知方法）

本規則における会員への告知は、本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとする。

#### 第29条（個人情報保護）

1. 会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理する。

2. 会員は、会員が会社に提供した個人情報が正確であることを保証するものとし、会社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に損害が生じたとしても、その損害について一切責任を負わない。

#### 第30条（反社会的勢力の排除）

会社および会員は、それぞれ相手方に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動党標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 会社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなく除名することができるものとし、この場合、会員に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

(1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。

(2) 会員が反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(3) 会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(4) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

#### 第31条（合意管轄裁判所）

本規則および施設内諸規則等に関する会社と会員間の争訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。